

保護者のみなさまへ
生徒のみなさんへ

茨木市立平田中学校

地震発生及び気象の警報が発生
された場合の緊急措置について

地震発生時や台風による警報発令時の対応について、お子様が卒業されるまで各家庭でよく見える位置に掲示していただくか、確実に保存していただきますようお願いいたします。

1. 気象警報発令時の措置

気象情報において、警報等が発令された際、下記の措置とします。

○茨木市において「暴風警報」「特別警報（大雪・大雨・暴風・暴風雪）」が発表された場合

① 午前7時の時点で発表されている場合	自宅待機
② 午前9時までに解除された場合	第3時限目から始業
③ 午前9時の時点で解除されていない場合	臨時休校

（なお、「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令されている場合は、通常通り登校しますが、状況により臨時措置をとる場合もあります。）

○校区内の地域に、「避難指示」（警戒レベル4）が発令されている時

① 午前7時の時点で発令されている場合	自宅待機
② 午前9時までに解除された場合	第3時限目から始業
③ 午前9時の時点で解除されていない場合	臨時休校

○校区内の地域に「高齢者等避難開始」（警戒レベル3）が発令されている時

原則として休業措置は取りませんが、状況に応じて臨時休校等の措置をとる場合もあります。その際は、学校のホームページ等でご連絡いたします。

※午前9時までに警報が解除された場合は、弁当持参で登校させてください。（午後に授業がある場合のみ） また、当日の「給食」を予約された場合も、提供はありませんので各ご家庭で昼食を準備してください。（朝7時の時点で教育委員会がキャンセルします。）

※登校後に暴風警報が発令された場合は、原則としてその時点で授業を中止して、通学路の安全や風雨の強さなどから判断し、帰宅（下校）の措置となります。

※新聞・ラジオ・テレビなどによる情報に照らし、各ご家庭で判断ください。

※緊急の連絡が取りにくくなりますので、学校への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。（ホームページ等をご確認ください。）

2. 地震発生時の措置

（1）大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
①始業前の場合	臨時休校
②授業中の場合	授業中止（状況により学校待機、もしくは集団下校の措置をとる）
③放課後の場合	部活動等の中止（状況により学校待機、もしくは集団下校の措置をとる）
（2）震度5弱未満の地震が発生した場合	
学校園施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかを判断するので、臨時休校の連絡がない限り通常通り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なりますので、学校から連絡します。

※緊急時の措置の場合には、PTA 学級委員会・地区委員会などにご協力をお願いする場合があります。